ASSOCIATION OF INTERNATIONAL BUSINESS ADVISERS（愛称：AIBA）
AIBAだより
第77号　2015年7月発行

一般社団法人 貿易アドバイザー協会
http://www.trade-advisers.com/
AIBA編集部　Tel: 03－3291－2223
発行人：森　重道
編集人：清水　晃、　編集者：吉田　忠志

第13回AIBA定時会員総会で新理事長に就任して

理事長　森　重道

6月20日（土）に開催された第13回AIBA定時会員総会で理事長に就任しました。会員の皆様との一体感を持ち風通しの良いAIBAの運営を心がけます。

運営基本方針：会員の皆様のためのAIBAが大前提です。先輩諸氏のご尽力があり、拡大を続けて来たAIBAであっても課題は多く残っています。それらの課題をひとつひとつ解決しながら国際ビジネス総合コンサルタント集団として発展して行くよう会員の更なる充実を図り、将来の収益強化につながる事業を積極的に取りに行けるような体制作りをして参ります。以下に具体的事項に関し幾つか述べます。

1．試験事業

会員あってのAIBAであり、会員の増大はAIBAの発展の基盤をなすものです。逆にAIBAの発展により会員の皆様の受ける恩恵が増える良い循環が期待できます。そのため受験者数を増やし、会員数を増やすことが先ず必要となります。役員のみならず一般会員の皆様にも例年にも増して対策ゼミも含め試験広報そして受験者勧誘にご協力をお願いします。

2．ホームページの充実

ホームページの発信内容の見直しを図り、AIBAの存在をより広く、わかりやすく知らしめることにより受注機会の増大を図ります。

3．人材・人手の不足

AIBAには様々な分野にわたり優れた人材がいますが、不足している分野もあります。更なる人材の充実を図って、より広い分野での活動をめざし、様々な分野での問い合わせにも十分対応できる体制づくりを課題の一つとして検討して参ります。

4．協力団体との関係深化

試験の後援または協賛団体、AIBAから相談員、セミナー講師を継続派遣している先は企業様を含めAIBAにとり非常にありがたい存在です。これら協力団体のお蔭もありAIBAの試験が継続しているだけでなく、AIBAの知名度が上がり、信頼度が担保されている面が多分にあります。何事も単独でできることは限られます。今後さらに密接な関係キープをして行きます。

5．地方自治体の事業

地方創生の流れの中で、地方自治体が企画している新しいプロジェクトの中には海外からの観光呼び込み、地元企業の海外進出振興策などもあるようです。その中でAIBAとの連携の可能性を探っていきます。

6．省庁の入札資格

会費収入を除く売り上げが過去2年間続けて1億円を超すと現在のDからCに一つランクが上がり入札可能範囲が広がり、受注可能性が増えます。今期の売上高予想は先期より厳しい状況ですが、数年かけて1億円超の売り上げを達成し、それが継続することを目指します。

今期は私も含め7人の役員が新任となりました。この新しい役員体制の下、皆が一丸となってAIBAの発

Contents（目次）

P1… 第13回AIBA定時会員総会で新理事長に就任して　森　重道
P2… AIBA会員総会あいさつ　佐藤　隆正
第13回AIBA定時会員総会の報告　清水　晃
P3… AIBA理事長を退任して　渡辺　肇幸
新理事/新監事紹介：自己紹介
鈴木 弘成、作田 憲三、山中 誠一、市川 強、矢部 信明、安達 正之、加藤 裕功
P5… 規制緩和と安保三原則　永野　靖夫
P6… 通関業法の大幅な改正と輸出入申告官署の自由化について　畠山　茂雄
P7… ASEANの中の最富裕国・シンガポールの投資動向（下）　清水　正明
日本貿易学会 第55回全国大会に参加して　行方　久智
P8… 半世紀に亘る中国との付き合い（その1）　片本　善清
P9… とんがり頭のおっさん、機内設備活用の巻　芳賀　淳
支部活動
P10… AIBA-NET 論壇、アドバイザーの活動
P12… 定時会員総会議事録（抄録）
P13… 理事会議事録（抄録）
P15… AIBA-NET Q&A　回答者：山口　正路
P16… 編集後記

展を目指して運営をして行く所存です。会員の皆様にはAIBAの発展がすなわち皆様のためとの意識を共有頂き、AIBA事業への積極的参加をお願いします。AIBAは今年度20周年を迎えます。この節目の年に皆様と共に考え協力も得て、事業を推進して行きたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

(編集注：総会での新理事長挨拶の動画がAIBAウェブサイトの会員ページにアップロードされています)

AIBA会員総会あいさつ

ジェトロお客様サポート部長　佐藤　隆正

AIBA様が法人設立されて13度目の総会とのこと、また、昨年度につきましては売上も過去最高を記録され、加えて新事務所での執務も開始ということで、ますますの盛会をお慶び申し上げます。

理事長のもと、会員の皆様がそれぞれに活躍された成果だと思います。この一年、ジェトロに対しては貿易投資相談Q&A作成、輸出有望案件発掘事業、新興国進出支援事業などをご支援いただいており、この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

皆様の活動は、アベノミクスの下で拡大しつつある中小企業の海外展開や、そうした企業を支援したい自治体をはじめとする公的機関のニーズにマッチしており、これからますます頼りにされていくと思いますので、ぜひ、会員を拡大し、業容を拡大し、期待に応えていただきたいと思います。

ジェトロはと申しますと、この4月より4年間の第4期中期計画が始まりました。政府は昨年の日本再興戦略において、2020年までに対日投資残高の倍増、農林水産物・食品の輸出額1兆円、中小・小規模事業者の新たな海外展開1万社実現を謳っており、ジェトロはこれら政府目標への貢献をコミットしております。

二番目と三番目の目標に関わる部分で少し説明しますと、農林水産物・食品の輸出は、各県で一県一支援プロジェクトを自治体や生産者団体などと組んで実施中で、成果も相当出ています。農水関連の見本市では昨年度の輸出支援実績が前年度比80％増の180億円を記録し、今後も一層増やしてまいりたいと思っています。

海外展開はというと、ジェトロとしては初めて輸出に成功もしくは進出に成功する企業を相当数実現していきたいとしています。

こうした目標を達成するには、個別企業支援を今回の中期計画期間中もしっかりやっていくということで、今年も専門家を活用した助成事業を500社採択予定ですし、見本市への助成事業を200社程度採択しております。ジェトロが国内で受け付けている相談件数の傾向は、こうした企業の海外展開への活動活発化に伴い顕著に増加しておりまして、昨年度は全国では2割増加、東京大阪を除いた地方では4割の増加となっています。

自治体からのジェトロへの期待も高まっており、昨年度は宇都宮、京都に地方貿易情報センターを新設しました。これで地方貿易情報センターは42事務所になりました。海外はラオス、中国は成都、モロッコに事務所を新設し計76事務所となっています。

この新たな中期計画に対応するため4月1日に本部の組織改革を行いまして、皆様とのコンタクトを行う部がお客様サポート部になりました。名前のとおり、お客様に関することをなんでも担当する部であるということですが、従来ビジネス情報サービス部の機能であった貿易投資相談、ビジネスライブラリー、貿易実務オンライン講座、顧客管理などを行っておりますが、新たにウェブサイトやTV番組制作も担当することになっています。あらゆるお客様の窓口になり、適切な支援ツールを選択してお客様のビジネス実現をサポートしていくということです。

お客様サポート部は組織改革の一例ですが、このようにジェトロは、新たな体制で、しっかりとわが国企業の海外展開の支援にまい進していく所存でございますので、引き続きAIBA様、所属の会員の皆様のご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

貿易のスペシャリスト集団であるAIBA様の活躍する機会もますます拡大してくると思いますが、皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意されご活躍いただきたいと思います。ありがとうございました。

第13回AIBA定時会員総会の報告

事務局長　清水　晃

第13期AIBA定時会員総会が、2015年6月20日土曜日午後2時より千代田区神田駿河台のYWCA会館カフマンホールにて開催されました。

午後2時に開会が宣言され、総会議長に渡辺肇幸理事長・代表理事が定款の規定に従い指名され、まず来賓のジェトロお客様サポート部 部長 佐藤隆正様よりご挨拶を頂戴致しました。

その後、議題に入り、まず2015年5月15日現在AIBA会員総数325名の内、本人出席62名、委任状提出135名、合計197名にて過半数の定足数を充足し、総会は有効に成立したことが宣言されました。議事は総会資料通り進められ、いずれも異議なく賛成多数にて承認されました。

その後、午後5時30分より同じカフマンホールにて会員懇親会が開催され、56名が出席、盛会の中、午後7時30分に閉会致しました。

本年の総会は、特筆すべき2点があると思います。まず一つは理事長以下新任理事、監事8名の新任役員を迎え、理事長を含め退任理事、監事7人をお送り出したこ

とです。もうひとつは、新事務所の入居している東京YWCA会館で総会及び会員懇親会が開催されたこともあって、最近の出席人数の記録である総会本人出席62人、懇親会出席56人の多数の会員が出席したことはまさしく大変うれしいことでした。

総会の様子、東京 YWCA 会館カフマンホールにて

AIBA理事長を退任して

前理事長　渡辺　肇幸

6月20日年次総会において、2期4年任期満了となり理事長を退任致しました。在任中は多大のご支援・ご協力を頂き、お礼申し上げます。この4年間に、売上高及び役務収益など大幅に改善し、念願の事務所移転も実現しました。会員の皆様のご協力並びに関係諸団体のご支援の賜物です。

理事長就任時、AIBAはまだまだ基礎的な体力が不足しており、定款第3条「貿易及び国際投資に関するコンサルテイング」などAIBA目的を念頭に、執行部一同力をあわせ、鋭意事業拡に尽力して参りました。しかしながら、やり残した仕事も多々ありました。次期執行部の皆様に引続き、ご尽力をお願いします。

1．新しいビジネス形態

AIBA事業は、従来の延長線上の事業に加え、貿易＋アルファ、すなわち、貿易と税務、輸出入から外国間貿易、国際マーケテイング、貿易業務診断、現地法人の設立と運営など多様化しています。民間コンサルテイング、地方自治体、外国公館関連の事業が大きく伸びました。これはまさにAIBAが進むべき方向であり、今後が期待されます。

2．試験事業

受験者数がなかなか伸びず残念な状態ですが、もう少し増えれば、間違いなく安定的収益源となります。一般コンサルテイング事業はどうしても浮き沈みが避けられませんが、試験事業はあまり景気動向に左右されることなく収益が期待できます。

3．会員動向

これまで大きな存在感を示していた、ジェトロ認定1期合格者がついに31名と10%を下回り、当協会が主催する「AIBA認定貿易アドバイザ―試験」合格者が119名と37%となりました。世代交代は着実に進んでいます。もっと多くの方々がAIBA事業に参加できるようになれば、一層の事業拡大が期待できます。

今回の総会で、執行部は森重道理事長以下大幅に若返りました。新しい構想と行動で活躍していただきたいと思います。

新理事／新監事紹介

自己紹介

理事及び監事全員が本定時会員総会終結をもって任期満了し退任、その改選により理事20名および監事2名が選任され承認可決されました。このうち理事長を含め理事7名、監事1名が新任です。

◆鈴木　弘成（兵庫　＃244）

関西支部長の鈴木弘成でございます。精一杯務めさせていただきますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

私の職務経歴は次の通りです。昭和45年大学卒業後、銀行に就職、主に外国業務畑を歩き、その間4年間ハワイの日系銀行に出向、その後、外国業務部を経て、平成10年に銀行から前職である医療機器の専門商社に出向転籍し、この4月に同社を退職致しました。退職後の仕事を何かしたいと思っていた矢先、支部会員から勧められて関西支部長に選出され、今回理事となった次第です。

AIBA関西支部では定例会、懇親会、対策セミナー講師や中国・アジア研究会、支部監事等を通して会員の皆様と仕事以外の交流を体験することができ大変有難い“仲間”としてお付き合いをさせて戴いております。

私は当面次の3つをやっていきたいと考えております。1つ目は私自身、貿易・国際案件実務から相当の期間離れていることから、まずは自分の感覚をリフレッシュしたく思っております。

次に、関西支部会員、特に若い人のために相談案件の発掘、配信や定例会での発表の場の提供に注力していきたいと思っております。

3つ目はAIBAの認知度をもっと高めたく思っております。具体的には①関西支部圏内でのアドバイザー試験の対策ゼミの実施を通して受験者数・合格者数の拡大を図りたく思います。②JETRO、商工会議所、大阪

市、神戸市などの機関・自治体と情報交換を行いAIBAメンバーへの相談案件・講演ニーズの発掘を推進して行こうと思います。

微力ですのでどこまでできるかわかりませんが、先輩諸氏及び支部会員の力をお借りして進んでいこうと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

◆作田　憲三（埼玉　＃443）

今回AIBA副理事長に就任した作田憲三です。私は京都の精密・医療機器メーカーに33年間勤務し、海外市場開拓・海外子会社設立・管理などに携わってまいりました。2008年より現在まで6年間、日本貿易振興機構（ジェトロ）よりの委託業務で輸出有望案件支援専門家として、日本中小メーカー様の製品輸出のお手伝いをさせていただいております。

ジェトロの仕事はAIBAより紹介いただき、契約実務の管理もお願いしております。旅費の清算、委託費の仮払いなどAIBAには細かいことでお手数かけていただき、感謝申し上げております。時々はジェトロの貿易マガジンへの出稿などについてもAIBAのお世話になっております。

そのようなことで、私にできる範囲でよろしければAIBAに恩返しをさせていただきたいとの思いから理事をお受けさせていただくこととなりました。微力ではありますがAIBAの更なる発展と顧客よりの信頼確保を重要任務と心得て皆様とご一緒に汗を流させていただきたいと存じます。

◆山中　誠一（東京　＃450）

新任理事、山中と申します。IT関係及びAIBA試験運営委員会の委員を3年間務めさせていただきました。

製薬会社でのライセンスや輸出入、コンピュータソフトウェア会社でのマーケティングやリーガル業務、そしてデンマーク大使館商務部でデンマーク企業の日本進出を様々な形で支援する業務を経験しています。現在は独立して、主に欧米を中心に輸出入や企業間のマッチング事業的なことを中心に活動しています。

ここ3年間AIBAの事業に係らせていただき、様々なユニークな人材の集まりであるAIBAという組織にとても大きな可能性を感じています。一番の働き手は定年退職前後の世代と言われていますが、そうだとすれば会員の多くはAIBAの事業に10年間は様々な形で係ることができ、活躍することができるわけです。

これからのAIBAはもっと成長発展してゆくビジョンを持ってもよいのではないかと感じています。インターネットがつくり出した国境のない世界で、AIBAのような国際ビジネスのプロ集団の活躍の舞台はますます拡大してゆくことでしょうし、またその路線に乗り遅れないビジョンを持つことが今のAIBAの課題のように感じています。

わたくしの大きな仕事として現行ホームページの刷新があります。また活動的にも東京と地方の垣根を少しでも外せるようにITの活用方法を考えたり、海外企業から直接引き合いがもらえるような英語ホームページでの情報発信を行うなど、任期の間にできる限りのことを行いたいと思っています。若輩者ですが、機会がありましたら皆様方とできる限りお話しさせていただき、AIBAに役立つ活動をしてゆきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◆市川　強（埼玉　＃485）

このたび、理事（事業本部）を務めさせていただくことになりました。AIBAには、2004年にジェトロ認定をいただいて入会（第10期生）していますので、新米理事というにはとうが立っております。

入会当初は立派な経歴の先輩諸氏たちを前に気後れし、募集案件にはとても手を挙げられませんでした。そのうち何もしないまま数年後には退会してしまいました。これではいけないと思い、一昨年復会した後は、少しずつでも募集案件に応募するようになり、新人アドバイザーとして活動を始めました。

そんな未熟者の私が今回、ずうずうしくも理事に応募できたのも、ある大物理事さんの熱心な推挙があったからです。私は中小企業一筋の職歴しかなく（現在もフルタイム勤務）、目立った経歴もなければ、海外駐在の経験もありません。そんな私を推薦していただいたその大物理事さんには感謝の至りで、私の能力の許す限り、ご期待にお応えしたいと思っております。

私はジェトロ案件や大企業さんからの依頼にはお応えできるほどの自信はありませんが、これから貿易を本格的に始めたいと望んでいる中小企業のまじめな事業主さんの依頼には、同じ目線で相談にのってあげられるのではないかと思っております。そのことで、AIBAの名がより民間に浸透するようになり、将来AIBAアドバイザーへの志願者増につながるのであれば、これにまさる喜びはありません。

◆矢部　信明（東京　＃699）

このたびAIBAの監事に就任しました。2013年に入会させていただいたばかりの新参者が監事という大役を仰せつかることとなり任務の重さに慄いております。

AIBAは諸先輩と関係者各位のご

尽力により、事業のボリュームと活動内容において貿易・海外事業に関するサービスプロバイダーとして社会的な存在となっています。AIBA運営に関してこれから勉強する身ではありますが、さらなる発展のためにはここで組織の足腰を一層強くすることが肝要と思い至っております。つきましては、AIBAの健全な運営と発展のために微力を尽くす所存ですので、理事、会員の諸兄をはじめ、関係者各位のご助言とご協力をいただきたくお願いいたします。

なお、私自身はAIBA会員としては若干異色であります。損保会社の貨物海上保険部門に入社した後に、国際部門本部勤務、海外拠点（香港、シンガポール、ニューヨーク）の責任者を経て退職、米国損保に転じて後に、古巣に戻りヤンゴン（ミャンマー） 事務所に勤務したというのが経歴です。AIBAでは海上保険関係の執筆、セミナーなどを仰せつかり、中小企業の海外進出、貿易相談など諸方面で承っております。

◆安達　正之（埼玉　＃703）

このたび理事に就任させていただいた安達正之です。昨年AIBA会員になったばかりの私が役員をさせていただくのはいささか僭越かとも思いましたが、一般会員として昨年から係わらせていただいている試験運営委員会の業務に更に積極的に関与させていただきたいと思い、今回手を挙げさせていただきました。

私は電機メーカーで約30年、建機メーカーで約7年の会社生活後、定年を区切りとして行政書士事務所を開業し今年で3年になります。会社時代は終始リーガル面から国際ビジネスに関わり、契約、知財、M&A、仲裁、訴訟、保険など国際取引にかかわる法務を幅広く経験し、現在はその経験を生かして中小企業の国際ビジネスを契約やリスクマネジメントの面でサポートする仕事をしています。

今後はAIBA認定試験の更なる受験者増、ひいてはAIBA会員増を目指すべく、試験運営委員会において他の委員会メンバーの方々を始めとして各支部長や一般会員の方々のご協力のもと、対外広報の充実や試験関係業務の円滑な遂行に努めることを通じてAIBA認定試験の認知度や資格市場でのステイタス向上を図っていきたいと考えています。

新参者故、AIBA認定試験運営の経緯・歴史に疎く、なにかとご迷惑をおかけすることもあろうかと思いますが、ベテランの方々のご支援をいただきながら精一杯勤めさせていただきたいと思います。なにとぞよろしくお願い致します。

◆加藤　裕功（東京　＃721）

加藤裕功（かとうやすのり）でございます。よろしくお願いします。本年AIBAに入会しました。富山県出身で60歳です。

現在、週1日のAIBA事務所当番とJETRO輸出有望案件専門家関連の精算事務処理を行っています。雑用100％ですが、おろそかにせず丁寧に作業してゆこうと思います。又、JETROから受託したQ＆A更新の編集担当の1人として微力ながら取り組んでゆく所存です。入会したばかりですので、先ずは、AIBAを知ること、1人でも多くの会員を存じ上げることから始めるつもりです。

30年余り食品メーカーに勤務しました。国内畑が長く、海外関連は通算で10年程度、内5年が海外駐在（台湾、上海）です。6年前に早期退職し浪人を経て独立しました。現在は主に公的機関で中小企業さんの海外展開支援の仕事をしています。専門分野は特にありません。「なぜ、海外に出るのですか？」「何故、その国なのですか？」「なぜ､その製品なのですか？」「なぜ、その進出方法なのですか？」といった根っこ部分を大切にしたいと念じています。

よろしくご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

規制緩和と安保三原則

永野　靖夫（東京　＃068）

前号でもお話ししましたが、昨年の4月に武器輸出三原則（以下、旧三原則）が廃止され、防衛装備移転三原則（以下、新三原則）が施行されました。これは政府内での審査の原則が変わったことを意味しますが、外為法以下の政省令が変わった訳ではありません。

一方、この新旧三原則を比較してみますと、これは規制緩和と見るべきだと私は思っています。以下、この観点からまとめてみましたので、ご参考になれば幸いです。

1．輸出は慎む？

ご存知の通り、旧原則下では、武器（輸出令の1項貨物）の輸出は慎むものとされてきましたが、実際には21もの例外化規定が制定され、年間約2,300件（注1）の輸出許可申請があったと役所の資料に記されています。

一方、武器以外の部分、即ち、輸出令別表第1の2から16の項の貨物の輸出許可申請は年間8,000−10,000件と聞いた記憶があります。このような状況下で、新三原則が施行されたことになります（注2）。

21もの多くの事例を「例外」とするのは無理があり、ルール化し、透明性を高めようというのが新三原則の主旨と報じられています。このように1項貨物は国の内外を問わず、説明しやすくなったことは事実でしょう。

さて、この十月に防衛装備庁が発足しますが、名前からも判る通り、その目的は防衛装備品の研究開発、

調達効率化及びコスト削減等にあることは明白です。従って、長期的にみて、防衛装備品が増加してくると見るべきでしょう。

2．情報の公開

一方、新三原則施行と同時に、政府は情報の公開を約束しました。即ち、経済産業省は防衛装備の海外移転の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議に報告･公表するとしています。

今まで、年次報告書という形では、公表されていませんでしたので、この点からも民間の人間にとっては判り易く、かつ、海外の取引先にも説明しやすくなったといえるでしょう。このように、安全保障は規制緩和されてきているというのが私の実感です。

3．ユーロサトリでは‥

前号（76号）では、昨年6月にパリで開催されたユーロサトリに、日本企業が13社出展したと申し上げました。より正確に言えば、ユーロサトリの民生品セクションにJAPAN PAVILIONが設けられ、そこに13社が出展したということです。この分野での世界で最大の展示会に、このような形でまとまって出展したことは初めてといわれています。

我が国の国是からいっても、防衛装備品はセキュリティ関連或いは汎用品が中心になりましょうが、この分野はまだまだ手付かずの領域が多いでしょうから、今後いろいろな形で市場開拓が行われるものと思われます。

4．スペックがない

さて、最後に一点申し上げておきたいと思います。それは1項貨物の特徴は、他の項の貨物と違い、貨物等省令にスペック（仕様）が規定されていない（注3）ことです。即ち、どの程度のスペックであれば許可されるのか、許可申請してみないと判らないことになります。従って、他社より先に申請し、この点を把握できれば、有利といえるでしょう（注4）。

注1：その殆どが防衛装備品等の修理修繕に係る輸出とされています。

注2：新三原則については、安全保障貿易管理のホームページ：http://www.meti.go.jp/policy/anpo‥に入り、「防衛装備移転三原則」で検索されると詳細が出てきますので、ご参照ください。

注3：仕様は規定されていませんが、他の項同様、解釈は規定されていますので、解釈までチェックしていってください。

注4：法令面では、外為法第55条の13に「行政手続法の適用除外」が規定されておりますので、前例は尊ばずということになりますが、実際の輸出許可申請では、前例に則ることが多いと私は理解しています。

通関業法の大幅な改正と輸出入申告官署の自由化について

畠山　茂雄（宮城　＃372）

通関業界では既に上記テーマは公開され、説明会等が実施されております。実施内容の最終決定はこれからですが、ほぼ公開された内容で実施されることは間違いないでしょう。通関業者とその業者のもとで雇用、税関に確認されて通関業務を遂行できる通関士を規定する通関業法は昭和42年（1967年）に制定され、大幅な見直しもなく、今日に至っております。

今後の大幅な通関業法の改正と一連の動きは通関業界を取り巻く経済・貿易における一層のグローバル化やIT化の進展とそれに伴う大口荷主の要望などとFTA、EPAやTPP等の貿易自由化、経済連携の強化やWCO（世界税関機構）に基づく関税政策の協働化などの背景があります。

この50年ぶりの通関業法の改正は、AEO（Authorized Economic Operator）制度を含め、国の「貿易手続き改革プログラム」(アジアゲートウエー構想･平成19年6月）が原点となっております。

改正の主な内容は以下の通りと思われます。第一に通関業法第9条（営業区域の制限）・需給調整事項の廃止で、今後通関業界でも競争の論理が強化されることです（中小の通関業者の経営環境にも配慮が求められますが）。

次に申告先官署の自由化があげられます。現在AEO制度（コンプライアンスを遵守しセキュリテイを確保しているAEO事業者（認定事業者）に税関が荷主や通関業者に各種のメリット（ベネフイット：簡素化・迅速化）を与えております。平成29年10月はこのAEO事業者（特に特定輸出申告）になることにより、貨物の蔵置場所が遠隔地（論理的には日本中・全国ベースで考えられる）でもその蔵置管轄の税関へ申告が可能となります。申告官署の審査と実際の貨物の検査が分かれる「審検分離」が進むことになります。

この機会に通関業界では全国拠点化（大企業化と中小の苦戦⇒地域に根差した独自性、小回りの利く高いサービス性が必要）・全国連携、合併等による淘汰、AEO事業者と非AEO事業者との申告上の格差の拡大、一層の通関サービスの向上の必要性（適正･迅速な申告、通関物流コストの削減、専門性等）と競争激化が予測されます。

このような状況の下でAIBAは、そしてAIBAの全国会員はどうあるべきでしょうか。AIBAの会員の中には通関業者・国際輸送会社等での現役の方、OBの方も多くおります。また国際物流・ロジステイクス分野で活

躍しているプロのコンサルタントの方もおります。

まずはネットワークを作り、集団化し、組織化して知見のレベルをさらに上げ、会員の異業種交流も深めて、サービス対応の強化をし、対外的に対処する時期ではないでしょうか。森重道新理事長のいう「AIBAは国際ビジネス総合コンサルタントを目指す」というところの一翼を担っていきましょう。

ASEANの中の最富裕国・シンガポールの投資動向（下）

清水　正明（埼玉　＃047）

日本アセアンセンター主催の「ASEAN投資環境研究ミッション」のメンバーとして、世界で最多忙港湾の１つであるシンガポール港で一手に港湾・運輸サービスを提供しているPI社を訪問しました。

現在のシンガポール港は、“The World's Port of Call”のスローガンを掲げ、国際海運界で急速に拡大・発展をしている巨大ハブ海港です。ここに本拠を構えるPI社は、シンガポール港のターミナル群を旗艦ターミナルと称して、中国上海港とコンテナ取扱量で世界1位の座を競っています。

1863年に1人の中国人が起こした小規模な港湾運営会社が発展し、1964年にシンガポール政府機関としてシンガポール港湾庁（PSA：Port of Singapore Authority）が設立されました。この機関は、シンガポール港の整備、維持・管理、船舶の運航管理などを一貫して行い、2003年に政府系投資会社が全額出資PI社に民営化されました。

マレーシア人の黄広報部によると、PI社は世界最大の国際港湾サービス会社であり、アジアに加えて欧州、米国、日本などで数多くの港湾施設を運営しており、通関手続き、商取引、ターミナル操作などのロジ分野でIT化に注力し、生産性の効率化と業務時間の短縮を実現したとのことでした。この取り組みが世界海運界で評価され、「Best Global Container Terminal Operating Company 賞」を受賞したと紹介し、次のような直近の運営状況の説明がありました。

1) ターミナル：Pasir Panjang, Tanjong Pagar, Keppel, Braniの4ターミナル、バース数：57、総延長：16キロ米、ガントリークレーン：210基、総面積：600ha、年間コンテナ取扱可能数：4,000万TEU、自動車やリファーコンテナ用の多目的ターミナルも運営する
2) 2014年のコンテナ扱い実績：3,355万TEUで世界第2位（1位：上海、3位：香港、東京：28位、横浜：43位）
3) 港湾労働者：約30,000人
4) 海外の投資港：最大投資先はベルギー・アントワープ港、日本・北九州港など10数か国
5) 仕向け先港：600港以上

本社ビル40Fからのターミナル眺望は、雨季終了期のためか視界はやや不良でしたが、東京港や大阪港との比較自体が無意味な広大さです。セントーサ島に面した岸壁は近年中に閉鎖し、シンガポール港南西部に埋立地を造成し、年間5,000-6,000万TEUの取扱い可能なターミナル構築計画があるとのことでした。

次いで同港の最大のPasir Panjang ターミナルへのバスツアーに移り、18,000TEU積載のM Linesの超大型コンテナ船の荷役を視察中しました。岸壁の水深は16米であり、離接岸に全く支障がないとのことでした。

最後に、シンガポールで荷役されるコンテナの75%が積替え、25%がシンガポールで輸出入通関されると説明があり、荷役されるコンテナ貨物の大部分が中国との輸出入である上海港に比べ、シンガポール港は国際的な貨物流通量の増加と共に、地球規模のハブ港としてのその必要性は一層重要視されようと、黄氏は結論付けていました。

シンガポール港のPasir Panjangターミナル

日本貿易学会 第55回全国大会に参加して

行方　久智（埼玉　＃530）

2015年5月30、31日の2日間にわたって、北九州市八幡区にある九州国際大学において日本貿易学会第55回全国大会が開催されました。今回2日間にわたり参加して来ましたので概要の報告をさせて頂きます。

今年は、自由論題として下記の7個の分科会で21件の研究発表と、統一論題として「九州エリアにおけるアジア・ゲートウェイ戦略」と題して地元北九州の方による3件の講演が行われました。

・分科会テーマ：貿易と物流、TPP-WTO-FTA、貿易と金融、国際ビジネス·通商政策、貿易商務、国際経営ビジネス、貿易理論、他
・統一論題：講演1 アジア最前線-九州のグローバル戦略、講演2 九州の農業と国際戦略-TPPと関連して-、講演3 博多港を中心としたアジアロジスティック戦略

第1日目終了後には、場所を大学から用意されたバスで30分程の門司港レトロエリアに移動し、下関まで眼下に見降せる黒川紀章設計の門司港レトロハイマート

31階の展望室（高さ103m）を見学し、1922年にアインシュタインが日本滞在を終えてイスラエルに向けて出発する前に5日間滞在したという三井倶楽部に立ち寄った後、門司港ホテルに全員で移動して盛大な懇親会が開催されました。

毎回、多彩なテーマで研究発表が行われますが、特に今回小生が興味を引かれたテーマは地元九州の課題に即した内容で行われた統一論題の3講演でした。日頃九州からの輸出や物流の開発にあたっておられる九州の方ならではの日頃の業務に直結した具体的な内容の発表がおこなわれました。

その中で講演2は、TPPと農業の関係を、九州の農業の現状に的を絞って調査された研究で新たな視点を教えて頂きました。私も興味を持っているテーマである為、懇親会では発表者の中村学園大学学長の甲斐先生に話を伺い意見交換させて頂きました。

毎年の大会では、学生さん達が準備進行役をお手伝いしてくれていますが、今回は中国・韓国からの留学生の方が多かったのが特に印象的でした。有難うございました。

今回は、大会に先立って木金の2日間、長崎まで足を延ばし、日本の海外通商とも縁の深い出島やグラバー邸、平和公園や眼鏡橋も見学してきました。本やテレビだけでは分からない現地の状況も行ってみて歩いてみて始めて分かる事も多くありました。

例えば、テレビでは眼鏡橋だけが報道されますが、実際は同じ中島川沿いに形の異なる石橋が10本も掛かっておりその流域全体が石畳で落ち着いた風情がある町並みでした。

出島も幕府ではなく有力な24人の商人達が資金を拠出して開設に至ったという歴史や現在の発掘状況、江戸時代を通じて行われていたオランダとの通商内容、カピタンの生活やオランダ通詞の活躍なども詳しい展示をはじめて見る事ができました。

また、幕末に日本の開港に際して長崎が選ばれた頃の状況なども街中散歩をしてみて至る所に掲げられている案内板を読んで、幕末から明治に掛けての海外貿易の状況や外国人居留地の賑やかだった頃の様子が良く分かりました。

今回は残念ながら時間がなく亀山社中跡や長崎の産業遺跡群を訪れることができませんでしたが次の機会に是非訪問する予定です。

半世紀に亘る中国との付き合い（その1）

片本　善清（奈良　＃422）

我が輩の半世紀に亘る中国（人）との付き合いを最近の私的会合で話しました。ここではスペースが無いので、主なKey Wordのみにまとめました。そのうち何点かについて（＊）印で説明を加えてみました。大体の意味は理解いただけると思います。キーワードは次の通りです。

・友好商社：ざら紙のクリップ留め（VISA）（＊1）、常時監視？、女なし（第三の性の生き物）、花もちならない、色気なし、暗い街、一人酒に酒なし（1960年代）
・初の駐在（1967～1968）：スパイ騒ぎ、文革の嵐、冬は大乾燥、ずぶ濡れのバスタオル⇒翌朝ゴワゴワ、夏はエヤコンなし、ゴザ敷くも汗ベチャ、二時間も寝られない、（逆にダイエットに効果）、かわいい女性一人居た？、食堂の服務員、新僑飯店の良さ、飯うまい、食べ歩き（＊2）、スポーツ楽しむ、見る･やる、酒は老酒のみ
・日本での政治活動？（＊3）（1964～70年）：中国室？東西貿易部？、デモとビラ配りが仕事、対政府抗議と積極参加、賛同者は扇町公園に集合・決起集会、そして徹夜箱根超えのバス抗議デモ行進、翌日日比谷公園集合（全国的）決起集会⇒政府に陳情（競馬での中団待機策、目立たずがモットー）
・バクチ好き？：メーカーやバイヤーとの付き合い、マージャン・花札、自前のBar経営？（＊6）、ホスト役（1960年代）
・1984～5年ごろの広東：面白い？、楽しい？、好き放題？（＊4）、飛行機票、外貨票、客とのもてなしに、女性との付き合いに？、Disco 通い（＊7）、（1982～80年代後半まで）
・香港駐在時（初回1976～82、2回目1994～98）：2度で10年余、楽しい？苦しい？（＊5）、あらゆること体験、警察・裁判所・葬式・結婚式・交通違反罰金・交通事故有罪判決etc、ナイトクラブ、新人ほど高値？、中華料理はHKがNo.1、そして台湾、あと大陸

（＊1）ざら紙のクリップ止めVISA：

当時日本と中国とは国交関係なく、お互いの往来が不自由でした。お互いの国の受け入れ機関が認めないと訪問できないため、日本発行の旅券に「ざら紙8センチ四方」のビザが中国関連機関より発行されて、有効期限内期間（通常は1カ月間）に旅券にClipで留めて置き、必要あれば再度申請し、許可が下りれば、もう一カ月延長となります。国境を出れば、このざら紙は無くなります（Clipを外して失くす。Viz中国に入った証拠なしとなる）。したがって旅券上で「香港」に入出境した証拠しか残りません。中国への入境はすべてHK経由で、北京なら丸2日掛りとなります。

（＊2）（北京）食べ歩き：

1965から1970年ごろ、北京の有名な料理店は、前門外の全聚徳（北京ダックの本家）、北海公園内の仿膳（宮廷料理）、四川飯店（長安街）、四川飯荘、山西料理の晋陽飯荘（刀削り麺で有名）、烤肉季（ジンギスカン肉で有名）、王府井の東順来（羊しゃぶしゃぶ）などなど。

そして豊澤園（山東料理の高級店・対中国公司へのお返し接待時よく利用した）などが一般的でありました。それと今一軒、「和風」当時の唯一の日本料理で、すき焼きと刺身が出ていました。公司からの帰りに、よく『天婦羅そば』を食べに立ち寄りました。

紙面のスペース上、（＊3）～（＊7）の説明は次号で紹介します。

とんがり頭のおっさん、機内設備活用の巻

芳賀　淳（兵庫　＃562）

以下は実話です（いつも実話）。白人のおっさんのとんがり頭比率は高い。何故とんがり頭であることが分かるかというと、頭皮が露出しているからです（野暮なことは聞きなさるな？）。

そんな白人のおっさんがジャカルタからバンコクに向かう機内にいました。飛行機は通路が1つしかないボーイング737。はっきり言って大変狭い、きつい、苦しいフライトです。座席は通路をはさんで左右にそれぞれ3席ずつあります。図示すると、ABC（通路）DEFということです。おっさんの席は通路のすぐ右側の席Dでしたが、窓側のわがまま母娘にせがまれて何故か右の窓際Fに追いやられてしまいました。

本来の席：

D＝とんがり頭のおっさん

E＝あほ娘（おっさんとは他人）

F＝あほ母（他人）

変更後の席：

D＝あほ娘（他人）

E＝あほ母（他人）

F＝とんがり頭のおっさん

私はおっさんらの列から3つ後ろの通路側席に座っていました。すなわち私の席はDでした。Dの席からFの席は丸見えです。ジャカルタ→バンコク間の3時間半は余りにも暇でした。よって、おっさんらの動きを観察することにしました。

・おっさんはアルミテージ元米国国務副長官、あるいはマイクロソフトのスティーブバルマー元CEOに似ている
・おっさんの頭はとんがっている（誇張するならば槍ヶ岳やマッターホルンを彷彿とさせる）
・おっさんの座高は高い（推定身長190㎝以上）

おざなりな食事も済み、人々が狭い機内をトイレに動き出しました。あほ母娘は前の席の親戚と騒いでいます。ぎゃーぎゃーぎゃーぎゃーぎゃー。

後ろの席から前の従妹を叩いてみたり、突如その報復攻撃が前からあります。ぎゃーぎゃーぎゃーぎゃーぎゃー。

隣の席に座るおっさんはさぞかし迷惑なことでしょう。

と、おっさんの座高が一層高くなりました。おっさんが立ち上がろうとしています。隣のあほ母娘に折檻でしょうか？大魔神の逆襲でしょうか？

おっさんもトイレ組でした。通路に出るべく、でかい体を小さくしながら、あほ母娘に一旦通路に出るよう促します。通路への空間が開け、おっさんは一気に立ち上がりました。と、低い機内天井におっさんの頭が激突しました。天井に頭突きをくらわすおっさん。しかし、おっさんの頭はとんがっています。その先っぽで見事にスチュワーデス呼び出しボタンを押したのです。

のしのしずんずんと後方トイレに向かうおっさんが消えてから数分してスチュワーデスがやってきました。あほ母娘と何やら話をしていましたが、あたしたち知らんよということで、何の用事もなくスチュワーデスは去って行きました。しかし、私はおっさんがそのとんがり頭で的確にボタンを押した現場を目撃しています。誰がボタンを押したのか知っています。私は犯人が誰かを知っているのです。

おっさんが戻ってきました。あほ母娘を再び通路に誘い出し、窓際の席に入ろうとするおっさん（元々おっさんの席は通路側なのだ）。おっさんは勢いよく窓際に移ろうとして、再度スチュワーデスを呼びました。おっさんはそのとがった頭先端をぽりぽりと掻いています（痛いのか？）。

スチュワーデスがやってきて、何か御用か？と尋ねました。あほ母娘は何やら飲み物を頼みました。おっさんもどさくさに紛れて何か頼みました（でも、呼んだのはおっさんです）。

おっさんとあほ母娘の3人にはコーラのような飲み物が配られました。コーラを飲んだおっさんがまたトイレに行くかもしれない。私はわくわくしながらおっさんのトイレ行きを待ちました。またスチュワーデスを呼ぶに違いない。しかし残された飛行時間は短く、おっさんのトイレ行きは実現しませんでした。

飛行機がバンコクに到着し、ターミナルに止まりました。人々が飛行機から降りるべく席を一斉に立ちました。おっさんはまたスチュワーデスを呼んでいました。　おしまい

支部活動

首都圏地区

4月18日（土）

4月度首都圏勉強会

講　師：永野靖夫 会員（＃068）
　　安全保障貿易管理士（総合）、中小企業診断士
テーマ：「最近の安全保障とその基礎」
　　・・現状と基礎、そして、多少の見通し・・
概　要：昨年の3月と5月に東京で、その後、大阪、名

古屋及び郡山にて安全保障に関する講演を行って頂いたところ、今年の安全保障は昨年以上に変化が激しくなりそうな状況です。その最たるものが、この十月に発足する防衛装備庁です。
そこで、まず、要点を整理すると共に、初めての方にも分かり易いように、昨年とはできるだけ異なった視点から安全保障の基礎的部分の解説を行い、それにより、昨今の変化のより深い理解につなげたいという趣旨での講演を行って頂いた。
場　所：YWCA会館会議室
参加者：45名

東海支部

4月25日（土）
4月例会
講　　演：「日本酒の輸出についての課題」、「ハラール認証制度について」
講　　師：行方久智 会員（＃530）

会員講義：「医療機器の輸出入について」
講　　師：脇本委千弘 会員（＃700）
開催場所：名古屋国際センター研修室
参 加 者：17名

関西支部

5月9日（土）
2014年度関西支部定時総会
場　　所：大阪市内ドーンセンター
参 加 者：31名（＋委任状23名）、合計54名で成立。
内　　容：
・司会古城副支部長、総会出席会員数の報告ならびに総会成立宣言
・AIBA関西支部長挨拶（太田理一氏）
・議長（細井副支部長） 選出、議事進行
・第1-5号議案承認（26年度事業報告、収支決算報告・監査報告、27年度役員（支部長） 改選、事業計画、収支予算案）
当日出席者に議案を配布の上、議長、および各担当役員より説明、逐次質疑応答。1～5号議題のすべてについて全員一致で承認された。
・関西支部新役員挨拶（新支部長 鈴木弘成氏（＃244））

5月度定例会
（総会後、同じ会場で開催）
・連絡事項（鈴木新支部長）
・支部会員希望者による発表（支部役員から順次）
「海外出張の達人・世界一周航空チケット活用　第二回」益倉書記
・講習会（濱口会員）
「イスラムとは」イスラムの歴史、中東でのビジネスの注意点等
終了後、有志による懇親会を実施。

・関西支部会員状況：
会員数63名（平成27年7月1日現在）
太田元支部長におかれては1期2年間の激務、ご活躍本当に御苦労さまでした。
鈴木新支部長による新体制の下、関西支部一致団結して貿易アドバイザー協会の業容拡大、運営に努めていきたいと思います。各位のご理解、ご協力をお願いします。

AIBA-NET 論壇

2015年4月から6月の期間にAIBA-NETで交わされた貿易実務に関する情報、質疑などの主なテーマを抽出しました。詳細については、AIBA-NETでのやりとりを参照ください。

4月
米国インターネット部品商社から購入した電子部品の組込
平成27年度関税関係の改正
サプリメント＆シャンプーの中国向け輸出
中国取引でのトラブル
DATにおけるTHC負担について

5月
中国からの輸入トラブル

6月
通関業者ご紹介のお願い
輸出におけるネットへの出店（EC）
ペット犬用歯磨き粉の輸出

アドバイザーの活動

2015年4月から6月の当協会会員による貿易アドバイザー活動についての報告をまとめたリストです。公表を避けて未報告の活動案件も多数あると推定されますので、本リストでは活動全般を網羅していないことをあらかじめお断りします。

講演・講師

伊東　仁一（東京　＃223）
5/18～6/3
国際フレイトフォワーダーズ協会（JIFFA）主催

行事名：「JIFFA運送書類の作成と発行の手引」の発刊に伴う研修会
内　容：運送書類の作成と発行から仕向地での荷渡しを終えるまでの業務手順とリスク管理について解説
会　場：5/18東京　（第1回目 JIFFA会議室）
5/19名古屋（名古屋ポートビル）
5/22大阪　（大阪科学技術センター）
6/3 東京　（第2回目JIFFA会議室）

木村　徹（東京　＃347）

5/25
日本関税協会主催
行事名：貿易実務セミナー
テーマ：貿易実務ロールプレー
概　略：数人のグループで、貿易実務をボードゲームのようなゲーム方式で覚える
場　所：連合会館

6/2
日本関税協会主催
行事名：通関士講座
テーマ：関税定率法通則
概　略：通関士試験の頻出問題である通則の解釈
場　所：連合会館

6/4
日本関税協会主催
行事名：通関士講座
テーマ：品目分類
概　略：通関士試験の頻出問題である品目分類のしかたについて
場　所：連合会館

6/27
日本関税協会主催
行事名：通関士講座
テーマ：通則
概　略：通則に関する講義と試験問題対策
場　所：連合会館

弓場　俊也（大阪　＃415）

4/2～6/19（10回）
近鉄文化サロン主催
「簡単イタリア語でイタリア旅行に強くなる」
場　所：あべのハルカス近鉄本店ウィング館

4/11
語学とおけいこC Flat主催
「イタリア語旅行会話」
場　所：大阪中央区C Flat教室

5/18、5/25
京都商工会議所主催
「貿易実務講座（基礎編）」
場　所：京都商工会議所

6/11
追手門学院大学E-CO主催
「International Business at E-CO」
場　所：追手門学院大E-CO教室

芳賀　淳（兵庫　＃562）

5/9
海外赴任前研修講師
「ASEANについて」
場　所：在関西製造業の施設（関西圏）

6/12
神戸市アジア進出支援センター
第1回新・神戸アジア経営塾ワールドカフェ進行役
場　所：神戸商工貿易センタービル

6/22
広島県行政書士会国際業務協議会
平成27年度 第3回研修会講師「ベトナムセミナー」
場　所：広島県行政書士会

相談・アドバイス

弓場　俊也（大阪　＃415）

5/11
石川県商工労働部主催
貿易相談会「国際売買契約書について」
場　所：金沢市石川県県庁

6/10
ジェトロ神戸主催
貿易相談会「欧州向けアパレル輸出について」
場　所：ジェトロ神戸貿易情報センター

芳賀　淳（兵庫　＃562）

6/25
中小機構近畿本部
「タイにおける合弁企業設立での留意事項」
場　所：中小機構近畿本部（大阪市）

山下 修（静岡　＃645）

4/15
ジェトロ静岡主催
貿易相談会「食品輸出入」、「機械輸出」
場　所：静岡市産学交流センター

6/3
磐田市／磐田信用金庫／ジェトロ浜松主催
ビジネスマッチング貿易相談会「食品・農産物輸出」
場所：磐田グランドホテル

6/24
ジェトロ浜松主催
貿易相談会「食品・農作物輸出」

場　所：磐田商工会議所

執筆・連載

木村　徹（東京　＃347）

4月

日本関税協会発行
貿易と関税2015年4月号
ロジスティクス講座
概略：①物流業務委託契約書、②45フィート海上コンテナ

ロジスティクス・トレンド発行
ロジスティクス・トレンド2015年4月号
テーマ：物流HACKS
概　略：前例がない！韓国ナンバーの車が日本の道路を走っている

5月

日本関税協会発行
貿易と関税2015年5月号
ロジスティクス講座
概略：①物流アウトソーシング、②流通業務の総合効率化計画

ロジスティクス・トレンド発行
ロジスティクス・トレンド2015年5月号
テーマ：物流HACKS
概　略：脱税（豚肉）

6月

日本関税協会発行
貿易と関税2015年6月号
ロジスティクス講座
概　略：①物流品質、②BCP

ロジスティクス・トレンド発行
ロジスティクス・トレンド2015年6月号
テーマ：物流HACKS
概　略：中国で物流事業を行うことは難しいのか

定時会員総会議事録（抄録）

第13回AIBA定時会員総会

1. 開催日時：平成27年6月20日（土）午後2時00分
2. 開催場所：東京YWCA会館カフマンホール
3. 総会員数：325名（平成27年5月15日現在）
4. 出席会員数及び議決権数
   本総会出席会員数：197名（内訳　本人62名、委任状による議決権行使135名）
5. 出席理事：渡辺肇幸、大河内竹雄、井上隆彦、岩田静生、熊木信義、熊本一夫、菊池祐二、高梨義紀、池田一宏、清水晃、芝田政之、服部浩一、富田慶久、山本千誉、畠山茂雄、常川八司雄、新崎誠司、塩田深雪
6. 欠席理事：太田理一
7. 出席監事：伊東 仁一、鈴木忠幸
8. 議事及びその成立：
   理事長渡辺肇幸が議長となり本総会の開会を宣した。次いでジェトロお客様サポート部 部長 佐藤隆正様より来賓の挨拶がなされた後、事務局長から本総会の全議案の決議に必要な定足数を充足している旨の報告があり、議事の審議に入った。

＜決議事項＞

第1号議案　第13期事業報告および決算報告に関する件：
事業本部より第13期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の事業報告がなされ、試験事務局、事務局よりの報告、更に決算（第13期貸借対照表、損益計算書）の報告がなされた後、伊東仁一、鈴木忠幸、両監事から監査報告が行われた。その後、本案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致の賛成があったので、本議案は原案どおり承認可決された。

第2号議案　理事および監事選任に関する件：
理事及び監事全員が本定時会員総会終結の時をもって任期満了し退任するので、その改選の必要がある旨を述べ、理事候補者20名および監事候補者2名の選任を議場に諮ったところ、出席会員の議決権の196個（賛成196個、うち委任状による原案賛成の会員135名、その議決権数196個、反対1名、1個）がこれに賛成したので、本議案は原案どおり承認可決された。なお、被選任者は何れも議場にて就任を承諾した。

第3号議案　第14期事業計画および予算案審議に関する件：
試験事務局、事務局よりの計画説明、更に2016年3月31日をもって終了する事業年度に関する「第14期予算案」についての審議がなされた後、本案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致の賛成があったので、本議案は原案どおり承認可決された。

第4号議案　「役員報酬等に関する規程」承認、および役員報酬額承認に関する件：
本件実施案を付議し、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の賛成があったので、本議案は原案どおり承認可決された。

第5号議案　理事及び監事の自己取引の包括承認の件：
本議案について説明し審議を求めたところ、満場一致の賛成があったので、本議案は原案どおり承認可決された。

議長は以上をもって本会の議案の全部が終了した旨

を述べ、午後3時45分閉会を宣言した。

また、定時総会終了後、交流会が開催され、大半の出席会員が参加した。

総会後の交流会、東京 YWCA 会館カフマンホールにて

理事会議事録（抄録）

第127回AIBA理事会

日　　時：2015年5月23日（土） 午後2時
開催場所：AIBA本部事務所
出席理事：渡辺肇幸、大河内竹雄、井上隆彦、菊池祐二、高梨義紀、芝田政之、熊本一夫、岩田静生、服部浩一、池田一広、富田慶久
欠席理事：山本千誉、熊木信義、畠山茂雄、太田理一、清水晃
（出席理事14名、欠席理事5名（委任状提出5名）にて、定足数を充足）
出席監事：鈴木忠幸、伊東仁一
オブザーバー出席：3名
森重道（＃569）、鈴木弘成（関西支部長 ＃244）、古城真由美（関西支部副支部長 ＃633）
議　　事：

1. 第13期決算案：
井上専務理事より第13期（2014年度）の決算案について概要説明と報告があり、承認された。
2. 第13期（2014年度）事業報告：
大河内副理事長より第13期の事業報告があり承認された。
3. 第14期（2015年度）の事業計画について大河内副理事長より説明があった。JETRO案件の継続並びに新規案件の受注拡大を目指す。地方公共団体関係業務の継続・在日公館経由の市場調査、コンサルティング案件の受注拡大・民間企業へのコンサルティング、貿易研修事業の受注拡大を図る。事業本部の陣容の若返りを図る。
4. 渡辺理事長よりAIBA認定貿易アドバイザー試験事業の2014年度実施実績と2015年実施計画について説明があり、承認された。
①2014年度実績　1次試験：2014年11月22日、2次試験：2015年1月24～25日受験申込者数96名、最終合格者15名
②2015年度計画　1次試験：11月28日（土）、2次試験：2016年1月下旬、受験者目標120名、受験料10,000円/人、実力養成ゼミ10月、東京会場3回大阪会場2回　名古屋、広島、仙台各1回、受講者目標200名、受講料9,000円/人
5. 第14期（2015年度） 予算案：井上専務理事より定時会員総会に上程する議案説明がなされた。審議の結果、予算案は承認され、総会上程が承認された。
6. 井上専務理事より第14期の役員候補案が説明され、総会上程が承認された。

以上により本日の議事を終わり、理事長は閉会を宣し、午後5時閉会した。

平成27年5月23日

議事録署名人：理事　富田 慶久

第128回AIBA理事会

日　　時：平成27年6月20日（土） 午後3時45分
場　　所：AIBA本部事務所
出席理事：森重道、作田憲三、井上隆彦、熊本一夫、岩田静生、菊池祐二、高梨義紀、清水晃、芝田政之、服部浩一、富田康久、安達正之、市川強、加藤裕功、山中誠一、畠山茂雄、常川八司雄、鈴木弘成、新崎誠司、塩田深雪（全員の出席により定員数を充足）
出席監事：鈴木忠幸、矢部信明
議案 代表理事1名および役付理事3名選定の件:
本日開催された第13期定時会員総会終結の時をもって、理事全員が任期満了によって退任したことに伴い、理事長、副理事長、専務理事、事務局長を選定したい旨を述べ、本議案を議場に諮ったところ、全員の一致をもって次の通り承認したので、これを可決確定した。なお、被選定者はその就任を即時承諾した。

代表理事・理事長　森　重道
副理事長　作田　憲三
専務理事　井上　隆彦
事務局長　清水　晃

以上により本日の議事を終わり、議長は閉会を宣し、午後３時55分散会した。

平成27年6月20日

議長代表理事・理事長　森 重道

第129回AIBA理事会

日　　時：平成27年6月27日（土） 午後2時00分
場　　所：AIBA本部事務所
出席理事：森重道、作田憲三、井上隆彦、服部浩一、菊池祐二、安達正之、加藤裕功、市川強、岩田静生、熊本一夫、芝田政之、富田康久 12名
欠席理事：清水晃、高梨義紀、山中誠一 3名（委任状有り、定員数を充足）
出席監事：鈴木忠幸
欠席監事：矢部信明
議　　事：

(1) 理事役割分担：
・理事の役割分担を審議し、承認された。

［常勤理事］
森　重道　代表理事・理事長　統括・試験運営委員会
作田憲三　副理事長　理事長補佐
井上隆彦　専務理事　会計・試験運営委員会
清水　晃　事務局長　総務
服部浩一　事業本部長　事業本部長・鳥取県東南アジアビューロー国内事務所長・試験運営委員会
菊池祐二　理事　試験事務局長
安達正之　理事　試験運営委員会
加藤裕功　理事　ジェトロ専門家事務・事務所当番
高梨義紀　理事　ジェトロ窓口
山中誠一　理事　ICT担当部長

［非常勤理事・監事］
市川　強　理事　新規事業開拓
岩田静生　理事　首都圏勉強会担当
熊本一夫　理事　東南アジア案件担当
芝田政之　理事　北欧案件担当
富田慶久　理事　人材派遣会社等担当
支部長理事5名　各支部担当
鈴木忠幸　監事
矢部信明　監事

(2) 今期の重点施策
1) 服部理事・事業本部長：
・「全省庁入札資格」のランク・アップのため、基金（資本金）の増額や、売上げ高収入の目標達成に努力。
・事務所常勤体制は、鳥取県東南アジアビューロー国内事務所運営もあり、継続対応。
・AIBAホームページの改修について、試験事業PRほか、システム一新の都合もあり、早急に着手。
2) 安達理事（試験運営委員会）：
・認定試験事業については、ポスター、チラシ、受験要項を用意した。受講者・受験者の増加のため、協力を要請。

(3) 事務局連絡事項（井上専務理事）
・立替経費請求書の月一回提出のこと。
・事務所使用注意事項、動産火災保険の付保の検討。
・理事会日程：次回は7月25日（土） 午後1時半～。

(4) その他
・人材派遣会社、C社とのタイアップ事業の進捗状況の報告（富田理事）

以上により本日の議事を終わり、理事長は閉会を宣し、午後4時閉会した。

平成27年6月27日

議事録署名人：理事　富田 慶久

就任した理事と監事の皆さん：前列中央右から作田副理事長、森理事長、井上専務理事、清水事務局長；AIBA 新事務所にて

AIBA-NET Q&A

ここではAIBA-NET上で交わされた貿易実務に関するテーマと回答者を選んで、その回答者に内容をまとめていただいております。

相談　サービス輸出代金回収時の源泉税についての留意点

回答者：山口　正路（千葉　＃628）

日本のA社が台湾に販売した機械の現地据付け費用として5千ドルを見積り、機械が現地到着してからSVを現地派遣して据付け・試運転・技術指導を行った。しかし台湾企業からは4千ドルしか支払われなかった。

台湾の税制では、台湾で技術サービス（据付けも対象）を提供する非居住者への支払いには20%の源泉徴収税がかかるとのことである。すなわち5千ドルの20%相当の1千ドルが源泉徴収され、残金の4千ドルが支払われた。

今後同様のケースではどのような事に注意すべきか。

回答

所謂「サービスの輸出入」に関し、サービス受領国での①源泉徴収税と②VAT・GSTなど一般消費税の扱いはどうなるか、という事かと思います。

1. サービス対価支払い時に掛かる源泉税（Withholding Tax）

非居住者が国内で提供したサービスへの対価には所得税課税する事が出来ない（居住なければ課税なし）ことから、源泉税法によりサービスの受領者に代行させて支払う事を義務付けています。税率は項目により、法人所得税率と同じであったり、20%から5%の幅で規定されています。この税率はサービス提供国との間に租税条約（あるいは二重課税防止条約DTA＝Double Taxation Avoidance Agreement）がある場合は、各条約に従い減免されます。（細則では租税条約によって、受領国で作業を行った場合にのみ源泉税が発生する、あるいは非居住自然人の行為には源泉税を課すが法人には課さないなど条項がありますので各条約の読み込みや税務当局の取り扱い確認が必要になります。）

2. 源泉税の本国での取り扱い

サービス受領者は非居住のサービス提供者に代わって源泉税を納める（つまりその分支払い代金を差し引いて送金する） 義務があります。納税の際「源泉税支払い証明書」が発行されます。両国間に租税条約が存在すれば、サービス提供者はこの「源泉税支払い証明書」を税務当局に提出する事により、税務当局の審査を経て相当額の所得税控除を受ける事ができます（外国税控除、二重課税防止の意義）。

3. サービスの輸入についてのVAT、GST、消費税

日本やシンガポールでは該当する法制がありませんが、最近「サービスの輸入」につきVATやGSTを課すという国が出てきました。たとえば、インドネシアでは「サービスの輸入にはVAT10%を課す」、4月1日からGSTを採用するマレーシアでは「サービスの輸入にはGST6%を課す」と明記するなど新たに制定する動きがあります。（一方物品の輸入に関してはどの国でも輸入時VAT, GST, 消費税が課されます。）

非居住のサービス提供者に課す源泉税とは違い、こちらはあくまでサービスを受領した内国民に課す内国税ですので、非居住サービス提供者が負担する性質のものではないと考えております。

サービス受領者は（VAT, GST, 消費税登録事業者であることを条件に） 国内において、VAT、GST、消費税の規則に従い支払ったINPUT VAT（GST、消費税）として顧客から受け取るOUTPUT VAT（GST、消費税）と合わせて差額を納税することになり実質損金は発生しません。

〈編集後記〉

★ギリシャの債務問題が山場を迎えています。国民投票は約6割がEUの提案する緊縮財政案に反対、ギリシャ議会はEUからの財政支援と債務減免を受けるための財政改革法案を可決、事態は新しい局面を迎えています。小誌が届くころにはEUのギリシャ再支援が決まっているのでしょうか。

★AIBAの総会が開催されました。今回は理事長の任期満了に伴い、森重道新理事長をはじめ8人の理事・監事が新しく選出されました。また、14名の重任理事・監事も承認され、各理事の担当業務も理事会で決定されました（各理事の担当は議事録を参照ください）。AIBA飛躍の期待を担って、新執行部の船出です。大変でしょうが、宜しくお願いします。

★新理事長の挨拶にもありますように、「国際ビジネス総合コンサルタント集団」として発展していくための施策がいくつか述べられています。そのひとつとして、ウェブサイトの改築があります。受注拡大を目指して日本語のみならず、英語での引き合い獲得にもつながるよう期待しております。

2015年1月
改正相続税法施行

相続税　生前対策　国際相続

国際相続に備える
国境またぐ資産
海外で契約した生命保険
出国税
課税強化
国外財産調書
申告漏れ対策
生前対策

あなたの海外口座が把握される！

TradeTax 国際税務･会計事務所
TEL：03-3264-5271
柴田(#508)
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3-5 紀尾井観光ビル3F
E-mail : info@japan-jil.com
事務所提携弁護士：吉田 崇一郎
事務所提携不動産鑑定士：野口 武

我々はこういう仕事をしています。

安全保障貿易管理　**移転価格税制**のグローバル・スタンダード　中国の移転価格税制とその運用　**文書化**
恒久的施設　独立企業間価格　**インド**の移転価格税制　タックスホリデー　**ASEAN**諸国の移転価格税制
米国の移転価格税制　スーパーロイヤルティ条項　リスクの分析　あるべき移転価格　ケーススタディ　GATT WTO
相互協議　事前確認手続き(APA)通商法 × 租税法　**VAT・消費税・小売税**　税務訴訟　ミドルマン
逆算方式と積算方式　中国の法体系　**FTA/EPA**　税関の事後調査　あるべき通関価格算定　企業所得税
中国での加工貿易　関税　**増値税**　**非関税障壁**に対する対応　ミドルマン

TradeTax 国際税務･会計事務所
TradeTax International Tax & Accounting

●**東京事務所　所長：柴田　篤**
お問い合わせ　TEL：03-3264-5271 / E-MAIL：info@japan-jil.com
〒102-0083　東京都千代田区麹町 4-3-5 紀尾井観光ビル 3F

柴田(#508)

●**安全保障貿易管理顧問：永野　靖夫**

永野(#068)

千田(#621)

●**大阪事務所　所長：千田　昌明**
お問い合わせ　TEL：06-6350-7100 / E-MAIL：info@cita110.com
〒532-0003　大阪市淀川区宮原 5-1-18 新大阪サンアールセンタービル 11F

AIBA
貿易アドバイザー協会

AIBA 認定

貿易アドバイザー試験2015

試験に合格して、私たちプロの
貿易アドバイザーの仲間になりませんか。

主　催: 一般社団法人 貿易アドバイザー協会（AIBA）

後援：日本貿易振興機構(ジェトロ）、一般社団法人 日本貿易会、日本商工会議所、
一般社団法人 日本商事仲裁協会、一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）
協賛：一般財団法人 貿易・産業協力振興財団（ＩＴＩＣ）

■試 験 日　1次　2015年11月28日(土)　　2次　2016年１月下旬予定
■試験会場　1次　東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌　2次　東京・大阪
■試験科目　1次　貿易英語、貿易実務、国際マーケティング
　　2次　小論文（事前提出）審査と面接
■受験資格　原則3年以上の国際ビジネス関連業務経験を有する方

貿易アドバイザー協会とは

ジェトロ認定貿易アドバイザー試験および
それを引き継いだAIBA認定貿易アドバイザー試験
合格者の全国組織です。
1996年1月発足以来、ジェトロなどとの
協力関係を保ちながら、貿易や海外進出に取り組む
全国各地の中小企業等の
バックアップを続けています。

貿易全般のアドバイス
契約に関する助言／商品の輸出入販売に関する法規制の解説
商品マーケティング／海外企業とのビジネス交渉

国際展示会・商談会のバックアップ
来場者へのコンサルティング／出展者に日本市場を紹介
展示商品についてのアドバイス／貿易実務の通訳

海外展示会への参加支援
海外ミッションに随行してアドバイス

貿易セミナーの開催指導
セミナーの講師／テキストの作成／社員教育の実施

輸出入部門新設のバックアップ
海外調達や商品輸出に関する協力

貿易関連書籍の出版協力
翻訳／執筆者探しなど

実力養成セミナー(対策ゼミ）2015

経験豊かな現役の認定貿易アドバイザー達が講師となって、難関突破への道を早めるお手伝いを致します。　全国5都市で同内容の受講ができます。

内容：1 次試験 3 科目全般及び 2 次試験対策
時期：2015 年 9 月～10 月
場所：東京、大阪、名古屋、広島、仙台
講師：AIBA 会員

【受講料】　¥9,000 / 1 回

貿易アドバイザー協会　検索

なお、「実力養成セミナー」を東京・大阪・名古屋・広島・仙台にて
また「直前対策ゼミ」を東京・大阪にて実施します。
詳細については当協会ホームページをご覧ください。

http://www.trade-advisers.com/

一般社団法人 **貿易アドバイザー協会 (AIBA)**
Association of International Business Advisers
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台1-8-11　東京YWCA会館 301号室
TEL: 03-3291-2223　FAX: 03-3291-2224
E-mail: aiba-nintei@trade-advisers.com

JETRO

楽しみながら磨く国際力

貿易実務
オンライン講座

ジェトロ eラーニング・サービス

基礎編 20,000円
親しみやすく、わかりやすい!
貿易実務スペシャリストへの第一歩を踏み出そう!

応用編 24,000円
徹底的な現場主義で構成された教材内容で、
真の国際力を高めるチャンス!

英文契約編 28,000円
楽しくマスター、「英文契約」の専門知識!
取引をより有利な展開に!

中国輸出ビジネス編 20,000円
中国とスムーズな取引のための
サポートツールが満載!

※価格はすべて税抜き表示

講座のお申込みはこちらから

www.jetro.go.jp/elearning

ジェトロ　講座　検索

●「貿易実務オンライン講座」に関するお問い合わせ
日本貿易振興機構(ジェトロ)　お客様サポート課　e-ラーニング事務局
TEL: 03-3582-5163　FAX: 03-3582-0504　e-mail: ecollege@jetro.go.jp